

市民意見提出手続（パブリック・コメント）の実施結果について

「宗像市景観まちづくりプラン(案)」「宗像市景観計画(案)」「大島地区準景観地区(案)」「宗像市景観条例(案)」について、市民意見提出手続（パブリック・コメント）を実施しました。その結果は次のとおりでしたので、報告します。

計画・条例案等の名称	宗像市景観まちづくりプラン（案）、宗像市景観計画（案） 大島地区準景観地区（案）、宗像市景観条例（案）	
内容	本市における良好な景観の形成の実現を図るため、その基本方針を定めるとともに、建築物や工作物、開発行為等について、具体的な景観形成基準を定めるもの。特に、大島については法的拘束力の強い準景観地区を指定する。	
実施期間	平成25年11月7日（木） ～ 平成25年12月6日（金）	
意見提出状況	2 人	2 件
提出された意見の内容及びその回答	別紙「宗像市景観計画等（案）に関する市民意見提出手続の意見及びその回答」のとおりです。	
問合せ先	都市建設部 都市計画課 都市計画係 〒811-3492 宗像市東郷一丁目1番1号 TEL：0940-36-1484 FAX：0940-37-1242 メール：tosikei@city.munakata.fukuoka.jp	

宗像市景観計画等（案）に関する市民意見提出手続の意見及びその回答

宗像市景観計画等（案）に関する意見・要望等

箇所	意見	対応	回答
宗像市景観計画（案） P 2 8 第3章 行為の制限に関する事項 2. 景観重点区域の行為の制限	景観重点区域における「工作物（電柱）の高さは10m以下」とする基準や色彩基準による制限は、電力供給申込等に対応できなくなる状況が予想される。	原案どおり	景観形成基準については、原案においても、景観アドバイザー等への意見聴取を経た上で市長が認めるものは基準を適用しないことができるとしています。工作物の例では、電柱等で用途上又は構造上の理由によりやむを得ず高さ制限を超える場合などを想定しています。また、色彩基準については、塔状工作物の場合、Y R系で明度8.5以下・彩度3以下または無彩色で明度8.5以下としており、この基準内で個別に判断することとしています。やむを得ず色彩基準を超える場合は、その理由について景観アドバイザー等への意見聴取を経た上で市長が認めるものは基準を適用しないことができるとしています。

その他意見・要望等

意見
ペットを農村集落に連れてきて糞尿の後始末をしない者がある。景観上も農作業上も問題があるのでペットの飼育について法的規制等もっと積極的に取り組むべきではないか。

その他意見・要望等につきましては、貴重なご意見として参考にさせていただきます。